

江南市戦略計画市民会議設置要綱

(目的)

第1条 市民と行政がまちづくりに関する共通認識を持ち、新しいまちづくりの指針となる江南市戦略計画（以下「計画」という。）を協働で策定するため、江南市戦略計画市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 市民会議は、全体会議及び分野別会議により構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 平成18年4月1日現在において満18歳以上の者で、市内に在住、在勤又は在学している者であって公募に応じた者

(2) 各種団体の代表者

(3) 江南市市民協働研究会の代表者

(4) 江南市戦略計画策定部会の部会長及び副部会長

3 委員の任期は、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

(全体会議)

第3条 全体会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 計画の基本構想について審議すること

(2) その他市長が必要と認める事項

2 全体会議は次に掲げる者をもって組織し、定員を17人以内とする。

(1) 次条に定める各分科会の会長及び副会長

(2) 江南市市民協働研究会の代表者

(3) 江南市戦略計画策定部会の部会長

3 全体会議に議長及び副議長各1人を置き、委員の互選により選出する。

4 議長は、全体会議を代表し、会務を総理する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分野別会議)

第4条 分野別会議は次に掲げる分科会をもって構成し、各分科会の定員を10人程度とする。

(1) 第1分科会 (安心安全、環境、産業、消防分野)

(2) 第2分科会 (健康、福祉分野)

(3) 第3分科会 (都市生活基盤分野)

(4) 第4分科会 (教育分野)

(5) 第5分科会 (経営、企画分野)

2 分野別会議は、第2条第2項第3号の江南市市民協働研究会の代表者を除いた市民会議の委員で組織する。

3 分野別会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 計画の基本計画について審議すること

(2) その他市長が必要と認める事項

4 各分科会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により選出する。

5 会長は、分科会を総理し、会議の議長となる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 市民会議の庶務は、企画部行政経営課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。